

公益信託 サントリー世界愛鳥基金 鳥類保護団体への活動助成部門

2024年度募集要項

1. 助成の目的

鳥類保護団体の鳥類保護活動に対して助成を行うことを通じて、地球環境保全に貢献することを目的とします。

2. 助成対象

助成金の支給対象となる団体は、自然環境の保全のため野生動植物の保護・繁殖に関する業務を行なうことを主たる目的とする法人または任意団体としますが、各都道府県の鳥類保護担当部署または環境省地方環境事務所等より推薦を受けることができる程度の活動を期待するものです。

また、2024年度も、海外の活動団体が行う鳥類保護活動について、支援の輪をいっそう広げるために、日本国内の活動団体を通じた申請を条件に受付を行います（以下、「グローバル募集スキーム」といいます）。

3. 助成金の使途

- (1) 助成金の使途は、原則として助成対象の鳥類保護活動に直接必要な費用に限定し活動団体の経常運営費(人件費、賃料等)は対象となりません。
- (2) グローバル募集スキーム申請の場合は、国内の代理申請団体に対する事務代行費（申請書の翻訳、活動の実態把握と活動報告書の翻訳などにかかる費用、必要に応じて旅費交通費、宿泊費など）についても、運営委員会での議論を踏まえ、一定額を認めることとしますが、上限額は1助成金の40%以内と定めます。

4. 助成件数及び

10件程度の活動に対して、総額2,000万円（予定）の助成をします。

5. 応募方法

- (1) 次の書類各1通を、当公益信託受託者に提出してください。
 - ①当公益信託所定の申請書（グローバル募集スキームによる申請とそれ以外の申請で申請書が異なりますので、ご注意ください）
 - ②申請者の概要の分かる資料（定款、規約、運営規則等を含む）
 - ③直近2期の事業報告書と収支決算書（グループ応募の場合は、構成団体すべてについて提出してください）
 - ④今年度事業計画書と収支予算書（グループ応募の場合は、構成団体すべてについて提出してください）
 - ⑤応募活動の収支計画
 - ⑥助成活動の途中経過報告書（2023年度助成先で、継続助成の希望先のみ）

- (2) グローバル募集スキーム申請の場合は、上記(1)-①の他に、事業報告書、収支決算書等の資料があれば提出してください(任意)。

※提出書類は全てA4版にて作成してください。また、全て「日本語」で作成してください。

※申請書は、当基金のホームページからダウンロードのうえ、作成してください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

※グローバル募集スキームによる申請は、専用の申請書にて作成してください。

※提出いただいた申請書等は、返却いたしません。

【電子メールでの申請受付に関して】

郵便による申請受付の他、電子メールでの申請も受け付けます。

《電子メールで申請する場合の留意事項》

- ◆メールアドレスは「kouekidenshi@smtb.jp」となります。
- ◆メールの件名は必ず、【サントリー世界愛鳥・団体名】と表記してください(この表記がない場合、受付できない場合がありますのでご注意ください)。
- ◆書式はWORD、EXCEL、PDFのいずれかの形式で、メールに添付して下さい。なお、郵便との併用は受付できません。
- ◆電子メール1本あたりの容量は、必ず20MB以下として下さい。容量が20MBを超える場合は、メールを分割してご送信いただく等のご対応をお願いします。
- ◆セキュリティ管理上、パブリックのファイル転送サービスはご使用いただけませんのでご注意ください。
- ◆申請書受付後、メールにてご連絡いたします。1週間経っても連絡がない場合は、お手数ですが下記照会先へお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【グローバル募集スキームの留意事項】

- ◆海外の鳥類保護活動団体から直接受託者に申請を行うことはできません。
- ◆海外の鳥類保護活動団体は、関係の深い日本の鳥類保護活動団体に代理申請を依頼してください。
- ◆代理申請を行う日本の鳥類保護活動団体は、海外の団体との共同活動実績があることを条件とします。
- ◆海外の鳥類保護活動団体からの申請書一式や活動報告書は、代理申請を行う日本の鳥類保護活動団体が責任をもって日本語に翻訳の上、提出してください。
- ◆助成金の振込口座は、法人名義口座に限定させていただきます。
- ◆日本の鳥類保護活動団体は、海外活動団体の事業を確実に実行させるための支援を行ってください。

6. 選考基準

- (1) 申請事業の重要性、緊急性の高いものを優先します。
- (2) 申請団体の事業遂行能力の評価を加味します。
- (3) 申請団体の過去の実績も参考とします。
- (4) 助成金の使用期間は原則として1年以内としますが、活動内容によっては、1年を超えるものも認めます。

※使用期間は、原則として2024年4月～2025年3月とします。

- (5) 優れた活動に対しては、継続して助成を行なうことがあります。ただし、その場合でも

最長3年を原則とします。複数年にわたる助成を希望する場合は、翌年度以降の活動助成についてあらためて申請が必要です。

7. 応募受付期間

2023年9月1日(金)～9月30日(土) 郵便の場合、当日消印有効※

※電子メールでの申請の場合は、当日中のメール着信分までの受付を可とします。

8. 選考方法及び通知

当公益信託の運営委員会で選考のうえ採否を決定し、代表受託者より、2024年1月下旬までに書面にて通知します。

9. その他注意事項

当基金の助成を受けていることを明らかにするため、次の点にご協力をお願いいたします。

(1) 当基金の助成を受けた活動の成果への明記について

当基金の助成を受けた活動に関しては、その成果物へ可能な限り助成を受けている旨を明記(※)するとともに、明記いただいた場合は、以下11.に記載のある活動報告時にそれを証するもの(写真等)を代表受託者宛に提出してください。

なお、機材、消耗品の購入等は、この限りではありません。

(※)例：購入したゲージ等へ鳥名を表記する際、「公益信託サントリー世界愛鳥基金助成事業」の表示も併記する。会議・シンポジウムの開催をする場合は、開催案内・プログラム・講演要旨等に記載する。

(2) 本件助成に基づく活動内容を発表または出版する場合、

当基金による助成を受けている旨表記してください(例：「公益信託サントリー世界愛鳥基金助成事業」の表示)。またご報告いただいた活動内容等については、運営委員会の他、当基金のパンフレット、サントリーグループホームページ及び当基金ホームページで公表させていただくことがありますので、予めご了承の程お願いいたします。

10. 贈呈式・報告会の開催・助成金の交付

(1) 贈呈式・報告会を、2024年4月頃に、開催します。

その際に、助成対象活動について5分程度の報告をしていただく予定です。

(2) 助成金は、贈呈式開催後、助成団体の銀行口座に振込みます。

なお、助成活動の実施が不可能になった場合又は、助成金の不正使用等があった場合は、助成金を返還していただきます(また、助成金に残余金が発生した場合は残金を返還していただきます)。

(3) 社会情勢によっては、贈呈式・報告会を中止し、助成金の交付時期も変更する場合があります。その場合は、別途、助成者にご連絡します。

11. 活動報告

(1) 助成対象の活動が終了次第、活動報告書、会計報告書(領収書(写)添付)を助成団体から代表受託者宛に提出していただきます。グローバル募集スキームにて助成を受けた海

外活動団体の場合は、国内の代理申請団体を通じて、日本語で提出していただきます。
なお、様式については、任意といたしますが、A4版にて作成してください。

- (2) ご提出いただいた活動報告書は、運営委員会の他、一般に公表させていただくことがあります。

1.2. 参考

過去の助成先の活動実績等については、当基金のホームページをご覧ください。

当基金ホームページアドレス <http://www.koueki-suntory-aityou.jp/>

1.3. 応募書類提出先・問い合わせ先

◆郵便申請先

〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部
公益信託チーム サントリー世界愛鳥基金 申請口

◆電子メール申請先

申請アドレス：kouekidenshi@smtb.jp

件名：【サントリー世界愛鳥・団体名】（表記必須）

☎問い合わせ先

TEL 03-5232-8910（受付：平日9時～17時） FAX 03-5232-8919

以上